

## 大鹿村は創業する方を応援します（大鹿村創業支援事業補助金）

～事業所開設費用（土地・建物の購入費）・設備費・

広告宣伝費・許可申請手数料の 1/2（限度額 100 万円）を助成します～

★ 補助対象となる場合・・・次のすべてを満たすこと

次のいずれかに該当する中小企業者（会社または個人）

〔法人〕 大鹿村内に本店を置くこと（予定含む）

〔個人事業主〕 大鹿村内に主たる事業所を置き、かつ大鹿村民であること（予定含む）  
事業活動を行うため、大鹿村内への新たな事業所の開設を伴うもの

+

創業前

創業後 5 年以内

第二創業前

第二創業後 5 年以内

※ 「大鹿村創業支援事業補助金申請チェックシート」により、該当となるかを事前  
チェック！！

チェックシートの内容にかかわらず、

次のいずれかに該当する場合は補助対象となりません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業
- 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- 農業、林業、漁業、病院等、パチンコ店、興信所、集金業・取立業、易断所、宗教、政治・経済・文化団体等
- 長野県商工業制度融資の対象とならない事業
- 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- 暴力団関係者（密接な関係を有する者を含む）が営む事業
- 仮設又は臨時の恒常的な設置でない事業所を開設する場合
- その他村長が適当でないと認める事業

※税、保育料・水道料等の公共料金の滞納がある場合は申請できません。

※申請については、村・商工会・金融機関関係者で構成される審査委員会により審査を行います。審査の結果、採択されない場合もあります。

※本補助金のご利用は 1 回のみです。

◆補助対象経費

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ① 事業の用に供する土地、建物の購入費   | ② 事業所の増改築や改修に要する経費 |
| ③ 1件10万円以上の設備又は備品の購入費 | ④ 1件10万円以上の広告宣伝費   |
| ⑤ 営業に必要な各種許可申請手数料等    | ⑥ その他村長が適当と認める経費   |

◆補助率等について

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| ① 補助率   | 補助対象経費の1/2（千円未満の端数は切捨て）      |
| ② 補助金上限 | 100万円です。                     |
| ③ 補助期間  | 事前に申請を行い、申請の年度内に営業を開始してください。 |

◆その他

① 特定創業支援事業

商工会の経営指導員より経営・財務・人材育成・販路開拓の全分野に渡る継続的な指導（特定創業支援事業）を受けていただきます（4回以上受けることが条件となります。）

② 補助金の支払

補助金の交付は事業完了後になります。資金繰りについて、あらかじめご配慮をお願いします。

申請される際は、必ず以下に事前相談をお願いします（事前に電話でご予約ください）

大鹿村役場	電話 39-2001	FAX39-2269
大鹿村商工会	電話 39-2381	FAX39-2576

## 大鹿村創業支援事業補助金 申請チェックシート

【対象者】以下の要件を全て満たす方が対象です。

□次の①②のいずれかに当てはまること。

①創業前、または創業5年以内の中小企業者（個人・法人）（※）であること。

※創業の定義……・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、その会社が事業を開始すること。

②既に事業を営んでいる事業者において、後継者が先代から事業を引き継いだことを契機に業態転換し、新事業・新分野に進出する「第二創業」の前、または第二創業後（業態転換後）5年以内であること。

□法人の場合、大鹿村内に本店を置いていること（予定含む）。

□個人事業主の場合、大鹿村内に主たる事業所を置き、かつ大鹿村民であること（予定含む）。

□事業所を新たに開設すること（開設する事業所の要件は下記のとおり）。

□他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。

□フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

□大企業またはその役員から50%以上の出資を受けている等、実質的に大企業の支配下にある「みなし大企業」でないこと。

□風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。

□暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がないこと。

□大鹿村及び他の自治体に対し税・料金の滞納がないこと。

□新たに営む業種が、農業、林業、漁業、病院等、パチンコ店、興信所、集金業・取立業、易断所、宗教、政治・経済・文化団体等でないこと。

□新たに営む業種が、長野県中小企業制度資金の融資対象となる事業であること。

□経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識が全て身につく指導（特定創業支援事業）を、商工会経営指導員により、4回以上（1ヶ月以上の期間）受けること（予定含む）。

□過去にこの補助金を受けていないこと

□国・県・その他の機関等から同様の趣旨の補助金を受けている場合は、当該年度以降に申請することができる。

【事業所の開設について】開設する事業所は、以下の要件を全て満たすものが対象です。

□事業規模拡大に伴い開設する村内の事業所（事務所、店舗、工場等）であること。【規模縮小のための移転は対象外】

□自宅建物を増改築して事業所を設ける場合は、事業用のスペースが居住スペースと明確に区分できること【明確に区分できない場合は対象外】。

□申請日以降に購入、改修を行う事業であること【申請日時点で購入、改修している場合は対象外】

□仮設または臨時の店舗等、その設置が恒常的でない事業所でないこと。